

「配慮」に封じられた日本の怒り

特別寄稿



藤井賢二氏

1952年、韓国は朝鮮半島を囲む広い水域を対象に、漁業は韓国だけができると、および主権を及ぼすことを一方的に宣言した。その結果、日本は二つの難題を抱えることになった。

一つは日本漁船の安全操業問題、もう一つは竹島問題である。当時、漁業問題は深刻な問題であった。宣言された水域には日本の漁業者が戦前からよく知る好漁場もあり、それをあきらめることはできず、拿捕が

相次いだからである。漁業問題の解決に日本は力を注がざるをえず、竹島不法占拠は解消できなかった。

日本漁船拿捕は李承晩ライン宣言の5年前から始まっていた。日韓条約（この中に漁業協定と請求権協定があった）で国交が結ばれた65年までに、被害は船舶327隻、抑留者3911人に及んだ。

死亡した日本人は8人を数え、半数以上の漁船が没収された（『海上保安白書（1966年版）』）。貧弱な食事と長い人で3年半を超える抑留生活に苦しむ漁船員を支えるため金品を差し入れる家族の負担も大きく、漁船員の妻が自殺、発狂する悲劇も起きた（56年10月4日付長崎日日新聞、59年3月20日付読売新聞夕刊）。

海上保安庁巡視船は当初はなすすべもなかったが、やがて韓国警備艇の監視、警報発令、現場では煙幕、警備艇と漁船の間に入り、時には漁船を横抱きして防

御、漁船員を巡視船に移乗させての漁船えい航などの方法を講じるようになった。その奮闘は「捕まるのは、無電のない小型漁船が故障した漁船だけ」「韓国警備艇が日本巡視船の監視を受けている」と韓国側に言わせるほどだった（63年8月16日付韓国日報）。

一方で、拿捕の現場では「警備艇の銃撃を受けて乗組員が危険にさらされても実力行使することなく、あくまでも警備艇に対しねばり強くその不法を訴え、釈放を要求し、事態の平和的解決に努力」したのだ（同白書）。

しばしば誤解されるが、拿捕は竹島近海でもなく、韓国本土沿岸でもなく、主に済州島から対馬にかけての海域で起きた。問題の根底には、漁業資源を日本漁船が獲り尽くすのではないかと韓国側の恐れ、そして韓国漁業の立ち遅れがある。そう考えた日本は、日韓漁業協定で韓国沿岸に日本漁船が操業できない12海

里漁業専管水域と、その外側に両国の漁船の操業を規制する水域を設けた。世界中で漁船が操業していた日本にとって不利な漁業専管水域を認めたのは初めてだった。

その上で日本は韓国水産業の発展を援助した。請求権協定で韓国に提供された無償資金3億ドルの9%が水産業に投入され、他に9千万ドルの民間資金による漁業協力が行われた。「このように恵まれた漁業条約が果たして世界の他の諸国にあるだろうか」という漁業関係者の声すらあった（『漁業で結ぶ日本と韓国』みなと新聞社）。その後、70年代後半から90年代にかけて、北海道や西日本の漁業者は韓国漁船の操業に悩まされることになる。

拿捕による被害額は、64年の評価基準で、漁船の被害24億円、乗組員の被害56億円など総額約90億円と算定された。この補償は韓国政府ではなく日本政府が行った。処置済みのものを差

し引いた被害額を、特別給付金40億円に加えて、特別融資10億円という形で補償したのだった（『日韓業対策運動史』日韓漁業協議会）。

65年3月の会談で李東元韓国外相は、「韓国人の対日感情は多数の人命損失を含む過去の歴史的背景によって極めて複雑であり、この時期に平和ライン（李承晩ラインのこと）内の若干の日本人の被害の問題が表面化すると、日韓友好の推進に雲がかかる」と述べたと議事録にある。韓国は過去の日本を責める「歴史カード」を見せて「若干の日本人の被害」への補償要求を拒絶した。

日本の配慮の背景には、日韓間に相互信頼関係が生まれることへの期待があった。しかし、その期待は裏切られた。日本政府が漁船被害を請求できないと定めた請求権協定では、韓国政府は「戦争による被徴用者の被害に対する補償」などを請求できないことも決められていた。日韓両政府はそれぞれ国内で補償を行って問題は最終解決した。しかし現在韓国はこの協定に満足せず、謝罪と新たな補償を日本に求めている。李承晩ライン宣言がもたらしたもう一つの問題、竹島問題についても、韓国は不法占拠の非を認めようとしていない。

日本にも「怒り」の感情があることを韓国に分らせることはできるのか。65年の「配慮」では、それはできなかったことを現実が教えている。



釜山にあった外国人収容所の跡地に残る外壁（1999年、藤井賢二氏撮影）
※一部画像を加工しています